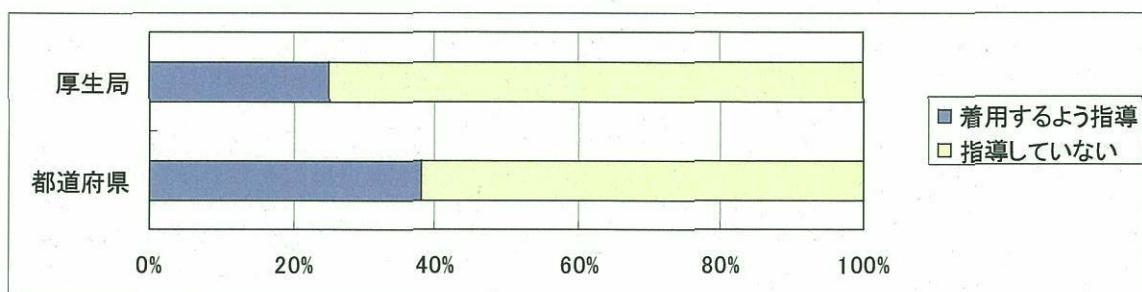


(5) 名札等の着用

ア 名札等の着用に関する指導状況

① 養成施設の状況

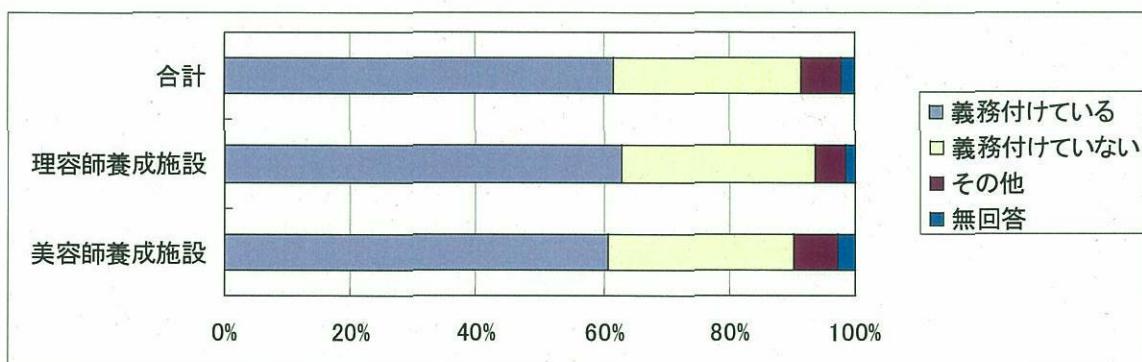
実務実習を行う際、実務実習生であることが顧客に認識できるよう「名札等の標識の着用の義務付けを指導している」厚生局は2件（25.0%）、都道府県は8件（38.1%）となっている。



※ 都道府県については、「立入検査を実施している」と回答した21件を100%としている。

② 養成施設の状況

名札等について、「着用を義務付けている」は109件（61.6%）、「義務付けていない」は53件（29.9%）となっている。



③ 理容所・美容所の状況

名札等の着用について、「養成施設の指示により義務付けている」は166件（49.3%）、「理容所・美容所の判断で着用を義務付けている」は53件（15.7%）、「着用していない」は52件（15.4%）となっている。

